

業務名：令和６年度和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に係る

公募型プロポーザル実施要領

老人福祉法第２０条の８に規定する老人福祉計画及び介護保険法第１１７条に規定する介護保険事業計画（令和９年度から令和１１年度）の策定に当たり、基礎資料とするための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施を委託します。

業者選定に当たっては、経験や実績により培われた企画・提案力を総合的に判断するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

１ 業務の概要

- (1) 業務の名称：令和６年度和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- (2) 業務内容：基本仕様書のとおり
- (3) 契約期間（予定）：契約締結日～２０２５年（令和７年）３月３１日

２ 予算額

総額で５，７２０，０００円（税込み）を上限とします。

３ 参加資格要件

実施要領の公表時点から契約の締結時点までにおいて、次のいずれにも該当する者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 和光市建設工事請負等指名競争入札参加業者指名要綱（平成２８年３月２日告示第４１号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営

状態が著しく不健全である者でないこと。

- (4) 和光市暴力団排除条例（平成24年12月20日条例第26号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 和光市契約規則（昭和44年9月25日規則第17号）第7条第1項第3号の競争入札参加資格に係る名簿に登録している者であること。
- (6) 平成27年度以降に、地方公共団体の老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関連する業務の受託実績があること。（ただし、事前アンケート調査のみの受託は対象外とします。）
- (7) プライバシーマーク取得企業であること。

4 参加申し込み方法等

(1) 参加申し込み方法

次に掲げる書類を提出してください。提出方法は市役所への持参とすることとします。

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人の概要がわかる書類（任意書式）

(2) 提出期間

2024年（令和6年）年9月2日（月）から9月6日（金）まで

※ 和光市役所開庁日の午前9時00分から午後4時00分までの間に提出してください。

(3) 参加の可否等

参考申し込みをいただいた全参加者あてに、参加資格審査結果通知書をお送りします。その結果、参加資格を満たしている場合にのみ提案書を提出していただきます。

なお、参加資格を満たしていないとの通知を受けた場合には、通知の日の翌日から起算して7日（和光市役所閉庁日を除きます。）以内に、書面によりその理由に

ついて説明を求めることができます。この場合において、市は、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、その理由を書面により回答することとします。

5 提案書の内容及び作成方法

提案書及び添付書類については、以下のとおりとします。なお、提出書類審査のみで行うこととしますので、その旨に留意して資料作成をお願いします。

(1) 企画提案書（事業実施計画書）紙媒体（正本1部、副本6部）、及び電子媒体（正本の内容を保存したCD-ROM1枚）

ア 書式

- ・ 書式は任意の様式で結構ですが、以下の点に留意の上作成してください。
- ・ 表紙を付けてください。表紙には、タイトル及び提案者名を記入してください。
- ・ A4縦サイズの両面印刷で10枚以内（表紙は除きます）に収めてください。
- ・ モノクロで作成してください。
- ・ 仕上げは左辺綴じとし、レール式クリアーフォルダーにて綴じてください。
- ・ 文字の大きさは11ポイント以上で作成してください。図・表中の文字はこの限りではありませんが、見やすい大きさとしてください。

(2) 内容

次の項目に沿って記載してください。又、任意形式にて人件費、間接経費などの積算根拠を明示した内訳明細を記載した、見積書を提出してください。見積書の合計金額は、税込み額を記載してください。

ア 業務実績、業務実施体制、業務責任者のプロフィール等

- ・ 業務実績に同種業務がある場合は、受注元の地方公共団体名、業務内容、受注期間の記載を入れること
- ・ 業務責任者、担当者及び補助者として予定する者の氏名、担当分野、本業

務における役割及び連絡体制等は必ず記載すること。

イ 企画提案事項

アンケート調査の作成・実施・集計・分析について次の点について提案を求めます。

- ・ アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案（調査や分析のポイント）、課題整理の方針、今後の有効な施策展開に向けた調査の実施内容
- ・ 本市市内の日常生活圏域ごとの特徴（人口構成等）により、地域ニーズが異なることも予想されるため、今後の施策展開に繋がられるような調査の工夫
- ・ 介護離職防止の観点等から、主たる介護者世代である第2号被保険者への意識調査として効果的と考えられる質問項目の例示
- ・ 自立支援、重度化防止の視点から効果的と考えられる質問項目の例示
- ・ 在宅医療・介護及び認知症対策の需要が増大することを踏まえ、本市の資源等の実情を考慮した施策展開につなげられるような調査の工夫と分析
- ・ 個人情報保護対策の方法

ウ 業務フロー

エ 主な作業項目と業務遂行スケジュール

オ その他アピールポイント

6 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

市役所への持参によることとします。

(2) 提出期間

2024年（令和6年）9月19日（木）から9月26日（木）まで

※ 和光市役所開庁日の午前9時00分から午後4時00分までの間に提出してください。

7 審査方法等

(1) 審査方法

「令和6年度和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査プロポーザル選定委員会」により、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行います。審査基準に基づいて採点した結果、合計点数が最も高い提案提出者を優先契約候補者として決定します。次に点数が高い提案提出者を次席契約候補者として決定します。なお、最も高い評価を得た者が2者以上いた場合には、審査委員会の委員全員による投票により選定をします。

なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を行います。合計点数が全体の6割以上であった場合に、優先契約候補者とします。

また、企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するための参考であり、企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査しますが、提案内容がそのまま契約内容となるわけではありません。

具体的な契約内容及び委託金額は本市との協議を通じて決定します。

(2) 審査基準

別表のとおりとします。

(2) 書面による審査期間

2024年（令和6年）年10月2日（水）～10月11日（金）

資料の中で疑義がある場合、事務局よりメール等で確認する場合がございます。

8 審査結果等

(1) 審査結果

審査結果は、結果通知書により参加者全員に通知するとともに、市のホームページ及び市役所での閲覧台帳の備え付けにより公表します。

なお、優先契約候補者として選定されなかった旨の通知を受けた場合には、その

通知の日の翌日から起算して7日（和光市役所閉庁日を除きます。）以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合において、市は、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、その理由を書面により回答することとします。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 実施要領に定められた参加資格等を満たさないとき。

イ 実施要領に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき。

ウ 実施要領に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき。

エ 実施要領により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。

オ 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

カ プロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。

キ その他本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(3) その他

本業務の参加申込みを行った者は、契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができます。この場合には、辞退届(任意様式)を提出してください。

なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

9 全体スケジュール等

(1) 全体スケジュール

実施要領、様式の配布 8月26日（月）

参加申込書提出期間 9月2日（月）～9月6日（金）

※ 参加の可否については、９月１０日（火）までに通知します。

質問票の受付 ９月１１日（水）～９月１３日（金）

※ 全ての質問について、全参加者あてに９月１８日（水）までに随時回答します。

提案書等提出期間 ９月１９日（木）～９月２６日（木）

書面による審査 １０月２日（水）～１０月１１日（金）

受託候補者との協議・契約 １０月中旬～下旬（予定）

(2) その他留意事項

ア プロポーザルの提出は、１者につき１案とします。

イ 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、本市が補正を求めた場合はこの限りではありません。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

エ 提出書類は返還しません。また、提出者の了承なくプロポーダル以外の用途には使用しません。

オ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

カ 提案書の内容には、提出者の社名やロゴを記載しないでください。

キ 和光市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、市の公文書として扱います。

ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

ク プロポーダル審査の結果、優先契約候補者となった者は、後日プロポーダル等に基づき本市の予算額の範囲内で業務委託契約を締結します。なお業務委託の条

件や仕様等は、契約段階においては若干の修正を行うことがあります。

10 質疑・回答

実施要領、仕様等に関する質問は、質問票（様式2）にてお願いします。なお、電子メールでのみ受付します。なお、質問事項が無い場合は、質問票の提出は不要です。

11 問合せ先

和光市役所長寿あんしん課介護保険担当

住所 和光市広沢1-5

電話 048-464-1111（内線2157）

メールアドレス d0300@city.wako.lg.jp

担当者 島津